

第17回高知県子ども・子育て支援会議の概要

1 日程及び主な議題

日時：令和3年2月10日（水） 14:00～16:00

場所：高知共済会館 3階 大会議室「桜」

【 議事内容 】

(1) 第2期子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況について

2 会議の概要（委員からの主な意見）

事務局説明：幼児期の学校教育・保育の充実
資 料：【資料1-1】【資料1-2】

- 「小学校への引継ぎを意識した保育実践が十分でない園がある」という表記について、幼稚園や保育所が小学校の先取りをするように捉えられかねない。意図としては保育の特性を生かしながら小学校での活動に向けた気持ちの切替などの準備をするということであるかと思うので、誤解を招かないような説明をしてほしい。（委員）

⇒現場の実態に寄り添った書きぶりにするなど、内容を見直していきたい。（幼保支援課）

- 保育補助者雇上強化事業について、保育補助者の雇い上げについては保育園で研修等を行うのは負担が大きい。保育園の負担が大きくなりすぎないような補助形態を考えてもらいたい。（委員）

⇒現場の声をしっかり聞いたうえで、実態に即した見直しがなされるよう、国に対して話していきたい。（幼保支援課）

- 親育ち支援事業について、研修等の成果を示すと良いのではないか。（委員）

- 待機児童対策について、年度途中であっても安心して育児休業から復帰できるように事前に保育園に予約ができるようにするなどの受入体制の整備が必要だと思う。県が先導して市町村に働きかけてほしい。（委員）

事務局説明：法定13事業について
資 料：【資料2】

- 令和3年度からの子育て短期支援事業への里親の活用について、里親が受け入れることが困難な場合もあると思う。安易に里親が受け入れするのではなく、きちんと説明し、検証を経て受け入れるようにしてほしい。（委員）

⇒ 里親に対して十分に意向調査などを実施し、受け入れが可能かを把握していきたい。また実際に預ける場合も、家庭から直接里親へ申し込むのではなく、市町村へ申込の上調整するので、十分に里親の状況を確認した上で実施していきたい。(児童家庭課)

○ 市町村職員と現場（受け入れ側）のケース会なども開いているが、意見がうまくかみあわないことがあり共通認識が難しい。市町村のケースワークの指導は児童相談所がしているのか。(委員)

⇒ 市町村のケースワークへの指導については、児童相談所に2名市町村担当職員を専任で配置しており、順次訪問指導やケース管理への助言などを行っている。市町村における児童家庭相談への支援体制は、今後も引き続き研修や訪問支援で続けていきたい。(児童家庭課)

○ ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業について、それぞれの事業の実施か所数は分かるが、実際に利用されている方の人数は分かるのか。実施状況の把握のうえでは、どれだけの方が利用されていて、また、利用できない方がいるのかが具体的に分かったほうがよいと感じる。(委員)

⇒ ファミリー・サポート・センター事業について、令和元年度は10市町で開設しており、会員数が1,971名、活動件数は8,022件という状況である。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で自宅で預かることが難しく、件数が少なかった市町もあったと聞いている。(県民生活・男女共同参画課)

⇒ 内閣府の子ども・子育て支援交付金を受けて実施した令和元年度の事業実績は、延長保育は137か所で実施され年間実利用児童数が4,738人、一時預かり事業については64か所で実施され年間延べ利用人数が121,761人、病児・病後児保育事業については79か所で実施され年間延べ利用人数は12,658人となっている。

一時預かり事業については、事業を実施する予定であっても実施しなかった園、事業は実施しても費用負担が発生しなかったことから交付金を請求しなかった園があることから、資料の実施か所数とは異なっている。(幼保支援課)

○ 一時保育事業について、今後一時保育は増えていくのか。一時保育は必要だと思うが、人員配置等の問題でやりたくても休止せざるをえない園もあるという事情を認識してもらいたい。(委員)

⇒ 保育所・幼稚園でも忙しくなかなか対応しづらいという面もあるので、これ以上増えるのは難しいと考えている。子ども・子育て支援事業支援計画の令和6年度の実施か所数の目標値においても、26市町村110か所としておりあまり増える予定はない。これを補完するためには、地域子育て支援センターでの一時預かりなど他の事業で担っていただきたいと考えている。(幼保支援課)

- 待機児童ゼロを目指すのであれば、様々な保育サービスや子育て支援サービスの方法、見せ方があると思う。県がリーダーシップをとって市町村に取組を促してほしい。(委員)

事務局説明：高知版ネウボラの推進・特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援
資料：【資料3-1】【資料3-2】

- 高知ギルバーク発達神経精神医学センターとの連携について、実際にセンターで養成された先生がどれくらいいて、どこで活躍しているのかを教えてください。また、発達障害等の診療ができる県内の小児科、精神科を検索するためには、県のサイトで調べる必要があるのか教えてください。(委員)

⇒ 高知ギルバーク発達神経精神医学センターには、同センター所長を含めて38名の研究員が在籍しており、うち18名の医師が県内10か所の医療機関において、発達障害のある子どもの診療にあたっている。また、このうち10名の医師はDISCO（国際的に認められた自閉症スペクトラムを中心とする発達障害の診断・評価のためのツール）の使用にかかる研修会を修了し、実際の診療の場面で活用されている。

webサイトについては、「子どもの心の診療ネットワーク」で検索すると全国各都道府県で診療している病院が見られるようになっているので、高知県をクリックしていただければ見れるように今年度作業を進めているところである。(障害福祉課)

- 保育士の専門性の強化という表記について、保育士は国家資格をもって保育に携わっているのに、保育士に専門性がないように感じられる。書き方を工夫してほしい。また、障害児に限らずさまざまな事情を抱える家庭へ対応できるよう加配保育士についても整備をしてほしい。(委員)

- 保育士もコロナ禍でリスクを負いながら日々の業務を行っているうえ、専門的知識を身につけるために勉強もしているという現状を理解してほしい。保育士の負担を軽減するためには、やはり人材確保が重要だと思う。(委員)

- 社会的養護について、小規模化・分散化のために家を借りた場合、費用はどうなっているか。(委員)

⇒ 小規模グループケアに取り組んでいただいている施設は、ほぼ8割の施設となっている。地域の民間などの建物を借りる場合の経費は公費で支援ができることとなっている。(児童家庭課)

- 子供のためには小規模化は必要であり重要であると思う。運営等（人材確保、育成）はかなり大変である。加えて突発的に発生する子育て短期支援事業のために職員を確保することも難しく、配置ができないという状況がある。（委員）

- いつでも、社会的養護が必要な子どもが来たときに受け入れられるよう、施設の体制を整備する必要がある。（委員）